

1月26日は「文化財防火デー」です！

昭和24年1月26日、法隆寺（奈良県斑鳩町）の金堂から出火し、飛鳥時代を代表する貴重な壁画が焼損してしまいました。このことをきっかけに昭和25年に文化財保護法が制定され、昭和30年に「文化財防火デー」が定められました。以来、この日を中心に全国各地で文化財防火運動が展開されています。

フランスのノートルダム大聖堂や沖縄県那覇市の首里城など、火災による文化財の焼失が残念ながら後を絶ちません。町の宝である文化財を未来に伝えていくためにも、文化財保護へのご協力をお願いします。

【福島県教育委員会・国見町教育委員会】

☎企画調整課地域振興係 ☎585-2967

【文化財防火デーによる消防訓練の実施】

国見町消防団におきましても地区ごとに放水訓練などを実施しますので、お知らせします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、変更・中止となる場合があります。

■実施日

1月29日(日)

■場 所

- 小坂地区：子育地藏尊（午後1時～）
- 藤田地区：旧佐藤家住宅（午後1時30分～）
- 森江野地区：神明神社（午後2時～）
- 大枝地区：東部高齢者等活性化センター（午後2時30分～）
- 大木戸地区：あつかし歴史館（午後3時～）



☎住民防災課環境防災係 ☎585-2116

「医療費のお知らせ」を送付します

福島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さまに自己の健康管理と医療に対する関心を高めてもらうために、毎年1回「医療費のお知らせ」（医療費通知）を送付しています。

令和4年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を令和5年2月下旬より順次発送します。到着したら、自分の受診状況等について確認をお願いします。なお、対象期間内に医療機関への受診が無かった場合は、通知は発行されません。

「医療費のお知らせ」については、県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じられません。確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いします。また、「医療費のお知らせ」を確定申告の参考資料として使用する場合において、「自己負担相当額」と実際に負担した額が異なるときは、支払われた金額（高額療養費等）を差し引くなど、自身で訂正し申告してください。なお、医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署等に問い合わせください。

不明な点があれば、福島県後期高齢者医療広域連合まで問い合わせください。

☎福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

くみにみ農業ビジネス訓練所研修生を募集します

くみにみ農業ビジネス訓練所では、令和5年度研修生を募集しています。
詳細は町ホームページ等をご確認ください。

【長期研修】

- 内容・4月～3月を通しての農作物栽培の研修
(1,200時間以上の研修)
・農場による「農作物栽培の実践研修+座学」
の短期研修科目を選択受講
- 申し込み期限 2月10日(金)

【短期研修】

- 内容・栽培、土壌、防除、経営等のテーマ別に知識を身に付ける座学研修(各講座2～4回)
 - 申込期限 3月10日(金)
- ☎産業振興課農林振興係 ☎585-2986
☎くみにみ農業ビジネス訓練所 ☎563-5281

役場庁舎1階総合案内窓口撤去工事のお知らせ

役場庁舎1階の総合案内窓口について、平成30年度より総合案内を廃止していることから、下記日程で撤去工事を行います。

ご不便をおかけいたしますが、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

工事期間(予定) 2月18日(土)、19日(日)、23日(水)、3月4日(土)、5日(日)、11日(土)、12日(日)、21日(日)

☎総務課財政係 ☎585-2114

介護保険の要介護認定を受けている皆さんへ 【障がい者控除・おむつ医療費控除】

所得税の確定申告や町県民税の申告に際し、介護保険制度で要介護の認定を受けている65歳以上の皆さんが税控除を受けるための証明書を発行しますので、申請してください。確定申告をしない方は申請の必要はありません。

【障がい者控除】

- 対象者 介護保険法に基づく要介護認定を受けた人で、日常生活に支障のある方や疾病等により介護が必要な方。なお、身体障がい者手帳・精神障がい者手帳、療育手帳を持っている方は申請の必要はありません。

【おむつ代の医療費控除】

- 対象者 傷病によりおおむね6か月以上寝たきりであり、医師の治療を受けている方。
おむつ代の医療費控除を初めて受ける場合は、医療機関が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。主治医にご相談ください。2年目以降の方で、一定の要件を満たしている場合には、町が主治医意見書の記載を確認し、「要介護認定にかかる主治医意見書の確認書」を交付します。

☎福祉課長寿介護係 ☎585-2125

マイナポータルからオンラインで転出届が提出できます

令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの提出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出にあたり国見町への来庁が原則不要になります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます。ご自身での引越しのほか、ご自身と同一世帯の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途転入先市区町村の窓口で転入届が必要です。



▲詳しくはコチラ

☎住民防災課戸籍係 ☎585-2115